

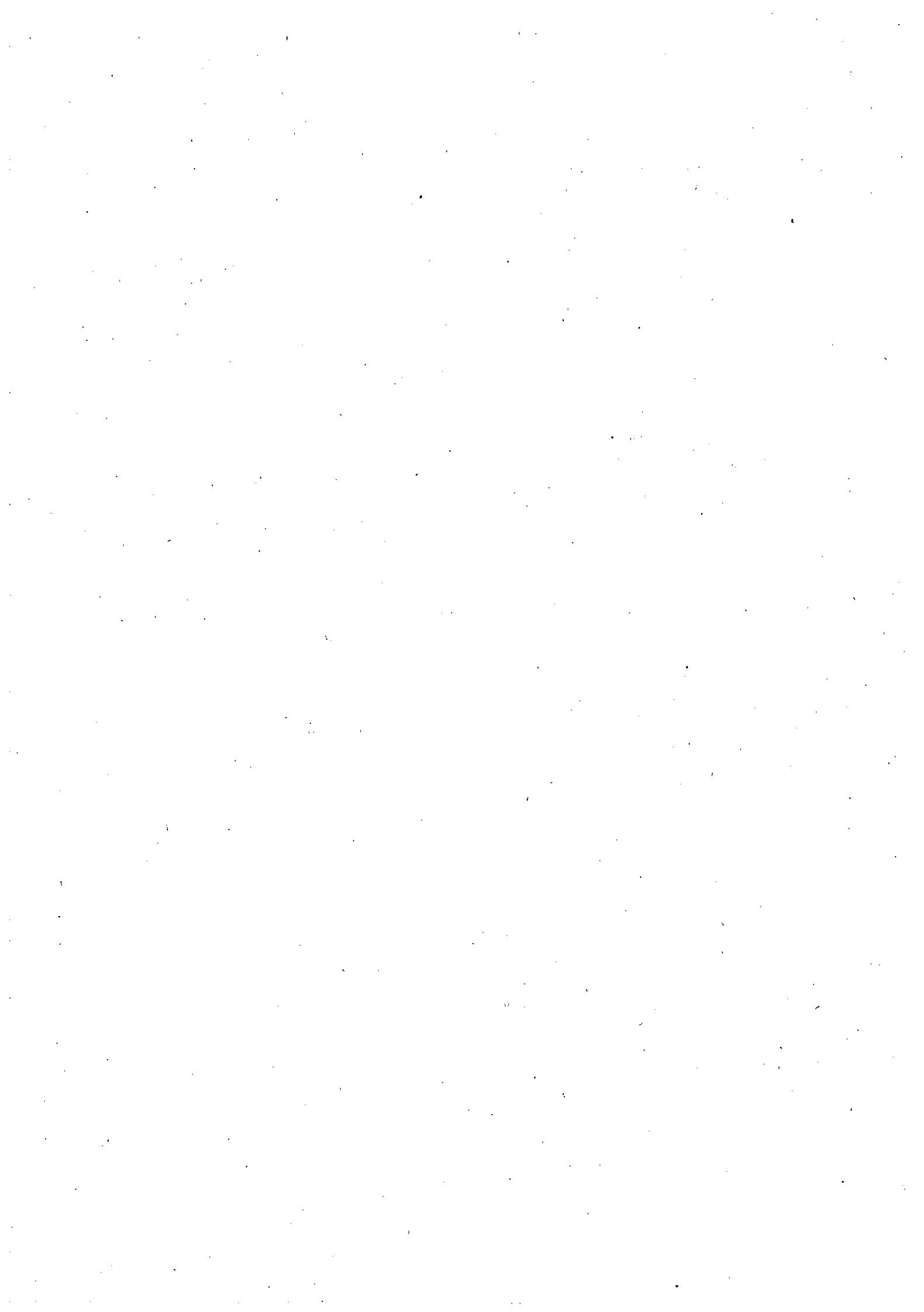
議案第16号

沼田市都市公園条例等の一部を改正する条例について

沼田市都市公園条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山公一



沼田市都市公園条例等の一部を改正する条例

(沼田市都市公園条例の一部改正)

第1条 沼田市都市公園条例（昭和53年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第4備考中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同備考第8項中「備考7」を「前項」に改め、同項を同備考第9項とし、同備考中第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 備考第1項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる場合を除き、沼田市と定住自立圏の形成に関する協定を締結した町村に在住する者は、市民とみなす。

(沼田市社会体育施設設置及び管理条例の一部改正)

第2条 沼田市社会体育施設設置及び管理条例（昭和51年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表プールの項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

1 市民とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

2 市民が、スポーツの目的以外で使用する場合の使用料は2倍の額とする。市民以外が、スポーツの目的で使用する場合の使用料は2倍、スポーツの目的以外で使用する場合の使用料は4倍の額とする。ただし、利根町内における施設を除く。

3 備考第1項の規定にかかわらず、スポーツの目的以外で使用する場合を除き、沼田市と定住自立圏の形成に関する協定を締結した町村に在住する者は、市民とみなす。

4 使用時間については、教育委員会が別に定める。

5 1時間をもって使用の許可をした場合で、使用時間が1時間未満のときは1時間として算定する。

6 屋外施設の使用期間は、原則として4月から11月までとする。

(沼田市民体育館の設置及び管理条例の一部改正)

第3条 沼田市民体育館の設置及び管理条例（昭和57年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表備考第5項中「備考4」を「前項」に改め、同備考に次の1項を加える。

11 備考第2項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる場合を除き、沼田市と定住自立圏の形成に関する協定を締結した町村に在住する者は、市民とみなす。

(テラス沼田トレーニングプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 テラス沼田トレーニングプラザの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

1. 市民とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
2. 前項の規定にかかわらず、沼田市と定住自立圏の形成に関する協定を締結した町村のうち、同協定第3条第1号に規定する生活機能の強化に係る政策分野としてトレーニング施設の広域利用を実施する町村に在住する者は、市民とみなす。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2. この条例による改正後の規定に基づく使用の許可並びに使用料の納入、減免及び還付に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行なうことができる。